

## 単品スライド条項の主要な工事材料の指定について

単品スライド条項運用基準（令和4年7月1日一部改正）に基づき、単品スライドを適用する「主要な工事材料」の一覧を以下にお知らせします。

工種	区分	品目	材 料	摘 要
土 木 工 事	鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚鋼、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)	非鉄金属は鋼材類と別品目とする
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	
	その他※ 工事材料	コンクリート類	レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート2次製品等	
		アスファルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等	
		合成樹脂類	更生管材、樹脂製管路材	
		公園遊戯施設類	ブランコ、滑台、複合遊具	
		公園建築施設類	四阿、シェルター、便所等	
		発泡スチロール類	発泡スチロールブロック（軽量盛土材）	
		その他主要な 工事材料	上記以外の主要な工事材料が対象	

※その他、特別な要因により価格が著しく変動したものと客観的に判断できる工事材料及び対象品目のくくりは、発注者及び請負者が協議して定めることができます。

工種	区分	品目	材 料	摘 要
建築 工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ等	非鉄金属は鋼材類と別品目とする
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	
	その他* 工事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品等	
		木材類	合板、木材等	
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材等	
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター等	
		非鋼製建具類	アルミ製建具等	
		合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木等	
		ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板等	
		鋼製金具類	外装鋼板パネル、鋼製（ステンレス）手すり、軽量鉄骨下地等	
非鋼製金具類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木等			
電気 設備 工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック等	非鉄金属は鋼材類と別品目とする
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油	
	その他* 工事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置等	
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤等	
		電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル等	
		合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管等	
機械 設備 工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト（高圧）、ダンパー等	非鉄金属は鋼材類と別品目とする
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油等	
	その他* 工事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー等	
		管材類（非鋼材）	銅管、塩化ビニル管等	
		保温類	保温材、保冷材、防露材等	
		ダクト附属品	制気口、排煙口等	
		衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴室ユニット等	
コンクリート類	柵類等			

※その他、特別な要因により価格が著しく変動したものと客観的に判断できる工事材料及び対象品目のくくりは、発注者及び請負者が協議して定めることができます。